

旅行業者代理業新規登録要件

第1 旅行業登録制度

- (1) 旅行業者代理業を営もうとする者は、旅行業代理業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。(旅行業法第3条及び同法施行規則第1条第1項第3号)
- (2) 旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。(旅行業法第4条第1項及び同法施行規則第1条の3)
- (3) 登録を受けずに旅行業者代理業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。(旅行業法第28条)

第2 登録条件

申請者が、登録拒否条項(下記事項)に該当する場合は、その登録は拒否される。
(旅行業法第6条第1項各号)

- (1) 旅行業法第19条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記3号の1に該当するもの
- (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの
- (6) 法人であって、その役員のうち上記(1)から(3)、(5)のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (8) 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの

第3 新規登録申請にあたっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が、山梨県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的(定款・法人登記簿共に)について、下記事項に注意のこと。
 - ・「商号」
既存登録の旅行業者・旅行業者代理業者との類似商号をさけるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。
 - ・「目的」
必ず「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」とすること。

- ① 1 営業所につき 1 人以上の旅行業者取扱管理者（常勤専人で就業のこと）を選任すること。
- ② 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
- ③ 従業員 10 人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

第4 申請に必要な書類

別紙「旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表」のとおり。

第5 登録手続

- (1) 新規登録手数料の納付
手数料 15,000 円（山梨県手数料条例第 2 条）
- (2) 所属旅行業者は、その登録行政庁に旅行業者代理業新規登録の旨の変更届出を提出のこと。（旅行業法第 6 条の 4）
- (3) 旅行業者代理業者は、営業所において登録票を公衆に見やすいように掲示するなど旅行業法で規定されている事項の遵守。（旅行業法第 12 条の 9 等）

第6 登録後の留意点

- (1) 旅行業者代理業の登録は、下記の事由により失効する。
 - ① 所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき。（旅行業法第 15 条の 2 第 1 号）
 - ② 所属旅行業者が登録抹消になったとき。（旅行業法第 15 条の 2 第 2 号）
- (2) 登録事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に届け出なければならない。（旅行業法第 6 条の 4 第 1 項）

第7 問い合わせ先

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課総務経理担当

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 西別館 4 階